

地 共 大 第 1 6 0 号
令和 7 年 9 月 2 9 日

組合員の皆様

地方職員共済組合大阪府支部長

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定における収入限度額の変更について（通知）

標記について、地方公務員等共済組合法運用方針が一部改正され、令和 7 年 10 月 1 日より、被扶養者認定における収入限度額が下記のとおり一部変更されますのでお知らせします。

この改正により、新たに被扶養者の認定要件に該当し、被扶養者申告する場合は、事実発生日から 30 日以内に被扶養者申告を行う必要があります。該当する場合は、以下の＜連絡先＞にお問い合わせください。

なお、本件は健康保険制度に係る改正となりますので、事業主が支給する扶養手当の認定要件と異なります。扶養手当の認定要件については、各事業主の手当認定担当にご確認ください。

記

1. 変更点

19 歳以上 23 歳未満（※）の被扶養者（配偶者を除く）の収入要件（限度額）

<変更前> 130 万円未満 ➡ <変更後> 150 万円未満

※この取り扱いについてのみ、年齢要件の判定は、扶養認定日が属する年の 12 月 31 日現在の年齢で行います。学生であることの要件は求められません。

2. 適用年月日

令和 7 年 10 月 1 日

*別紙リーフレットもご参照ください。

＜連絡先＞

地方職員共済組合 大阪府支部 資格担当
（大阪府総務部総務サービス課福利厚生・認定グループ 内）
〔代表〕06-6941-0351 内線 2156
〔直通〕06-6941-8810

（注）地方独立行政法人等大阪府庁以外の所属所にお勤めの方は、
所属所（勤務先）の共済担当にお問い合わせください。

19歳以上23歳未満の方の 被扶養者認定における 年間収入要件が変わります

令和7年
10月1日
から

令和7年度税制改正大綱において、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。

これを踏まえ、**19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が130万円未満から150万円未満に引き上がります。**

変更内容

変更後（令和7年10月から）	現行（令和7年9月まで）
年間収入が 150万円未満 であること （日額では 4,167円 未満）	年間収入が 130万円未満 であること （日額では 3,612円 未満）

【留意点】収入要件以外の要件については、変更ありません。

対象者

組合員の配偶者を除く、**19歳以上23歳未満の方**

【留意点】学生である必要はありません。

年齢要件の判定

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、所得税法上と同様に**その年の12月31日現在の年齢で判定**します。

18歳 ▼	19歳 ▼	20歳 ▼	21歳 ▼	22歳 ▼	23歳 ▼
N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
130万円	150万円				130万円

【留意点】18歳に到達する年の12月31日まで及び23歳に到達する年の1月1日以降の年間収入要件は130万円となります。

